

茶屋新田組合だより

発行
名古屋市茶屋新田土地区画整理組合

組合長あいさつ

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合
組合長 山田 都 照



早春の候、茶屋新田地区の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本組合の第2回総代会を3月15日(日)に開催することになりました。総代である60名の方には既に通知をしていますが、ご出席をお願いします。総代でない一般の組合員の方で、議案についてお尋ねになりたいことがある方は、総代の方にその点を確認していただくようお願いされてはどうかと思います。

今回の組合だよりは、総代会開催のお知らせとともに、組合員の中からお問い合わせが多かった事項について掲載させていただきましたので参考にしてください。

地区内の造成工事もかなり進み、新しいまちに生まれ変わりつつあることを実感できるようになりました。工事については今後とも安全に配慮して進めてまいります。残念ながらまだ工事承諾をいただけていない箇所もありますが、すみやかな事業執行こそが組合員の皆様の利益になるところですので、是非とも事業へのご協力をお願いします。

第2回総代会の開催(3月15日(日))について

今回の総代会は、新年度(平成21年度)に行う事業及び収支予算関連議案を中心の議題として、その他組合事務所の住所変更に伴う定款の一部変更、評価員の選任が議題となっております。

新年度は、造成工事、水路築造、ライフライン新設、建物移転の促進など、今年度以上に事業が拡大することになりますので、予算規模は約35億4500万円となっています。

次回の組合だよりでは、総代会の審議結果等について掲載する予定です。

建物移転について

建物移転については、大規模商業施設予定地の造成、都市計画道路の整備を早急に進めるため、新年度も川原地区を中心に行う予定です。大西地区や茶屋地区の建物移転に
(裏面に続く)

つきましては、地区の造成工事の進捗にあわせて順次進めてまいります。

「自分の家はいつ移転になるのか」という声をよくお聞きします。

建物移転の時期につきましては、対象の皆様方の意向を尊重し、移転先仮使用地の整備状況等を考慮して、適切な時期にお願いすることになります。本組合で計画している移転の時期につきましては、近日中に説明会を行う予定ですので、ご要望がございましたらその際にお申出ください。

建物移転につきましては、皆様方の日常生活に直接関わることでありますので、何度も説明会等を実施するなどして、皆様にきめ細かい対応をしてまいります。

宮田用水決済金について

宮田用水決済金につきましては、事業の円滑な推進のため、組合で一括して支払いをすることで宮田用水土地改良区と協議済みであり、第1回総代会にて、本年度予算で立て替え払いをすることについてはご承認をいただいております。

決済金の支払いは3月末に行います。立て替え分の取り扱いについては、今後役員会で協議して決定し、皆様にお知らせしますので、よろしく申し上げます。

大規模商業施設予定地への換地希望について

昨年7月に行った意向調査において、大規模商業施設予定地への換地希望について確認しましたが、多くの方から換地希望があったことにより、大規模商業施設予定地への換地予定面積を超過している状況です。これにつきましては、現在、面積の調整方法について検討しているところであり、4月になりましたら説明会を行う予定です。後日あらためて通知いたしますので、是非ご出席ください。

造成工事における安全確保について

現在、川原地区を中心に造成工事を行っています。造成工事においては、大型のダンプトラックが何台も往来することになり、皆様にはご迷惑をおかけしております。特に小中学校に通われているお子様がみえる方におきましては、たいへん不安に思われていると思います。

本組合では、安全確保のため、工事看板の設置や誘導員の配置などを徹底させ、また、特にお子様の通学時への配慮として、造成工事と併せて仮設通学路の整備をするなどの対策を行っています。

工事に関しましては、町内会の回覧を通じてお知らせしておりますが、何かお気づきの点がございましたら、組合までご連絡ください。

土地区画整理事業に関するお問い合わせはこちらまで。

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合事務所 Tel (052) 618 - 7732
<事務局>

(財)名古屋都市整備公社 事業第二課 Tel (052) 211 - 6072